

山梨県公報

調査課題目十 取扱い事項	田 隊 会	1 監査対象箇所及び監査期日
平成十八年 四月二日	監査箇所	監査年月日
	都留児童相談所 障害者相談所	平成 18 年 4 月 25 日 〃

監查委員

監査の結果に関する報告の公表

監查委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定に基き執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

同 同 同 山
梨 県 監 査 委 員
渡 白 早 勝
辺 井 川
亘 成 正 良
人 夫 秋 三

森林総合研究所	環境科学研究所	富士ふれあいセンター	平成18年6月9日 〃
---------	---------	------------	----------------

監査対象期間 2

平成 17 年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽

事情聴取により実施した

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)	3	1							4
指導(件)	7	11	4	3	9	5	5		44
注意(件)		1	3	2		2	3		11
合 計	10	13	7	5	9	7	8		59

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 児童福祉施設費負担金等の調定について、著しく不適切な事務処理があった。
 (①未調定のものがあった。②調定額の算定誤りが複数あった。③減額調定を行っていないかった。)
- (2) 納入通知書を納期限後に送付したものがあった。
- (3) 雑部金の出納について、著しく不適切な事務処理があった。
 (①社会保険料について、特別保険料の未納付や報酬支払時の被保険者負担分控除額に誤りがあった。②労働保険料について、雑入への振替(年2回)が行われていなかった。③雑部金繰越整理簿が未作成であった。)
- (4) 長期の収入未済金(債務者の死亡等により、債権の回収が不可能な珪石売却

代金)があり、不納欠損処分を指導してきたところであるが、処理されていなかった。(森林総合研究所)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
 - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
 - ② 直接取納の事務処理に不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
 - ① 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ② 支出負担行為同いの事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ③ 支出科目に誤りがあり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
 - ① 通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの
 - ② 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの

- (4) 物品管理に関する事項
 - ① 物品出納の手続きに不備があり改善を要するもの
 - ② 備品シールの未貼付など物品管理で改善を要するもの
- (5) 財産管理に関する事項
 - ① 未登記の用地があり改善を要するもの
 - ② 行政財産使用許可の手続きに不備があり改善を要するもの
 - ③ 公有財産台帳の記載内容に不備があり改善を要するもの

- (6) 契約に関する事項
 - ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
 - ② 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
- (7) 工事に関する事項
 - ① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの
 - ② 工事の施工管理に不備があり改善を要するもの